

表 4-12 県・市町村及び企業との3者協定

企 業 名	締 結 年 月 日
新日本石油基地株式会社	昭和51年12月25日
九州電力株式会社	昭和56年7月22日
石川島播磨重工業株式会社	昭和59年3月23日
志布志石油備蓄株式会社	平成4年8月27日
日本地下石油備蓄株式会社	平成4年12月16日

第6節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫）、環境再生保全機構（旧環境事業団）及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（制度資金）の融資を受けた事業者で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまで。（資料編15-（1））

2 鹿児島県中小企業融資制度（地球温暖化対策資金）

中小企業者等が、環境配慮型の経営を行おうとするとき又は環境配慮型の事業を創出しようとするときに必要な資金の融資を受けることができる制度です。

① 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、環境に配慮した経営を行おうとするもの及び環境に配慮した事業を創出しようとするもの

② 融資対象経費

ア ISO14001、エコアクション21等の認証取得に要する資金又は認証維持のために必要な資金

イ 事業の用に供する低公害車の購入又は最新排出ガス規制適合車への買替えであって、次に掲げるものに要する資金（新車購入に限る。）

(ア) 低公害車の新たな購入

(イ) 使用中のディーゼル車（貨物自動車、バス等）の最新排出ガス規制適合車（貨物自動車、バス等）への買替え

ウ 地球環境保全に資する施設等であって、次に掲げるものの設置に要する資金

(ア) 特定フロン等の回収装置

(イ) エネルギーの有効利用施設又は廃棄物の資源化・再生利用施設

- エ 環境負荷を低減させる製品の開発，製造，販売等に要する資金
- オ その他，地球温暖化対策に資する施設設備の導入又は事業運営に要する資金

③ 主な融資条件

- ・資金用途 運転資金・設備資金
- ・融資限度額 5,000万円
- ・融資期間 運転資金 7年以内（うち据置24月以内）
設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
- ・融資利率 年1.90%～2.70%
- ・保証料率 年0.13%～1.58%

3 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは，環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため，①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響を与え，又は与える可能性があるかを把握し，環境保全に関する方針，目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な組織を整備し，環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い，継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続です。

このシステムに係る規格は，環境マネジメントシステム（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは，環境保全に向けた体制が整備されるとともに，「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが，そのためには（公財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して，審査を受ける必要があります。県内では平成25年3月末現在で，382事業所が認証を受けています。

なお，（公財）かごしま産業支援センターにおいて，環境に配慮した企業活動が推進されるよう県内中小企業者を対象としたISO制度普及のための講座を開催しています。

今後とも関係団体と連携を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。

第7節 市町村における特色ある取組（霧島市）

霧島市における環境に関する条例・計画と施策の推進について

1 霧島市の環境に関する施策を実施する上で基本となる条例と計画

(1) 霧島市環境基本条例

本市は，平成18年9月に「霧島市環境基本条例」を制定しました。

これは，霧島市の環境に関する施策を実施する上で最も基本となる条例です。

「前文」では，本市をとりまく豊かな自然や近年の環境問題を挙げ，市・市民・事業者が互いに自然と共生しながら環境を保全・形成することによって，豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことを宣言しています。

(2) 霧島市環境基本計画

本市は，霧島市環境基本条例第9条をもとに，平成20年度に「霧島市環境基本計画」を策定し，本市の目指す環境像「人と環境が共生するまち 霧島 ～豊かな自然と住みよ

い環境を次世代へ～」を目指して、重点施策や様々な施策を展開しています。
次に本計画に掲げる2つの重点施策についてご紹介します。

2 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進

本市は、日本最初の国立公園の一つである霧島連山や豊かな水系など、広大で美しい自然に恵まれています。しかし、近年はごみの不法投棄、犬のふんの放置、空き地の管理の不徹底などの相談が数多く寄せられるようになりました。これらの問題を解決し、良好な生活環境を実現するため、「霧島市生活環境美化条例」を平成20年4月に施行し、運用しています。

この条例をもとに、市内の小中学校区ごとに原則2人、計68人の環境美化推進員を委嘱し、それぞれの地域で、ポイ捨てごみの収集や犬のふんの放置に対する啓発活動、不法投棄の早期発見などの環境パトロールに取り組んでいます。

また、この他にも「ふれあいボランティアの日」における各地区自治公民館による清掃活動や、企業や各種団体による様々な環境美化の取組が行われています。

3 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進

本市では、天降川をはじめとする市域を流れる河川の環境保全を図り、良好な河川環境を将来の世代に引き継いでいくため、「霧島市天降川等河川環境保全条例」を平成20年4月に施行し、運用しています。

この条例に基づいて、河川環境保全推進員（環境美化推進員と兼務）による河川環境パトロール等が開始されたほか、平成22年4月より、生活排水対策による天降川等の水質汚濁負荷の低減を図るため、地域ごとに市内15名の生活排水対策推進員を委嘱し、家庭でできる生活排水対策や、環境浄化微生物活性化資材の普及啓発活動を行っています。

また、重点的に合併処理浄化槽への切り替えを促進する地域を指定して上乗せ補助を行うなど、河川の浄化のための取組を進めています。

さらに、本市の河川景観を将来にわたって保全していくため、平成23年5月に、河川景観保全アダプト（里親）制度を制定し、河川景観保全のための美化活動を行う自治会やボランティア団体、事業者団体等と市が連携して景観保全に取り組んでいます。平成25年度は、87団体がアダプト団体として登録、活動しております。

本制度では、所定の要件下で河川堤防法面の草払いなど、河川景観保全活動を行う団体に対して、活動支援金の交付、アダプト実施団体表示看板の配布、刈草等の運搬処分を行っています。

4 まとめ

本市では、平成26年3月に「霧島市環境基本計画」に基づき、「霧島市生物多様性推進プラン」を策定いたします。今後、いろいろな生きものとこれらが生息・生育する多様な自然環境を保全するとともに、私たちのいのちや暮らしを支える生物多様性の恵みの持続可能な利用を目指し、生物多様性の保全についての施策を推進してまいります。

今後も、本市の目指す環境像「人と環境が共生するまち 霧島 ～豊かな自然と住みよい環境を次世代へ～」を目指して、市、市民、事業者が一体となって、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいこうという思いで、様々な施策を展開していきます。